中国四国地方下水道協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、中国四国地方下水道協会(以下「協会」という。) 規則第20条に基づき、下 水道事業に従事する者で、他の模範となるべき業績があった者を表彰し、もって職員の勤労意欲の 向上と事業の発展を図ることを目的とする。

(表彰の事由)

- 第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 下水道を所管する局長、部長又はこれと同等以上の職にあって5年以上の経歴を有し、在職期間中の業績が顕著である者。
 - (2) 下水道を所管する課長又はこれと同等以上の職にあって7年以上在職し、期間中の功績が顕著である者。
 - (3) 下水道事業に20年以上従事し、かつ勤務成績が良好で他の職員の模範となる者。
 - (4) 前各号に該当する者に劣らない功績があり、協会の会長(以下「会長」という。)が特に表彰の必要を認めた者。
- 2 前項に該当する者であっても、日本下水道協会中国四国地方支部協会、協会若しくは日本下水道 協会の表彰を受けたことのある者は表彰しない。

(期間の計算)

- 第3条 前条第1項第1号、第2号及び第3号の勤務年数は、協会区域内であれば勤務年数を通算するものとする。ただし、協会区域外での勤務年数は2分の1で計算するものとする。
- 2 勤務年数の計算期日は、毎年3月31日とする。

(表彰の決定)

第4条 被表彰者は、会長、各県下水道協会(高知県地区下水道協会を含む。)の長若しくは所属する地方公共団体の長の推薦により、幹事会で審議して決定する。

(表彰の時期)

- 第5条 表彰は、協会の定例総会で行う。ただし、特に必要があるときは臨時に行うことができる。 (表彰の方法)
- 第6条 表彰は、会長が表彰状を授与して行う。
- 2 表彰には、副賞として賞金又は賞品を添えることができる。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、昭和39年11月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和62年3月31日から施行する。

附則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。